

留守家庭児童育成室の入室申請基準等の見直しについて

1 概要

本市の留守家庭児童育成室では入室希望児童数の急激な増加があり、指導員や施設の確保が年々厳しくなっていることから、新たに様々な取組を進めていく必要があります。

これは、本市の留守家庭児童育成室における保育を必要とする申請基準の総時間については、保育園等の保育を必要とする申請基準の総時間より低くなっていることも一つの要因になっています。

このため、現在の留守家庭児童育成室の入室申請基準を見直し、より保育を必要とされる方に健全育成の場を確保しようとするものです。

また、現在の入室の決定（内定）が2月中旬となっており、保護者からもっと早い時期での決定（内定）を希望されていることから、一斉入室申請期間を見直します。

なお、留守家庭児童育成室の入室申請基準の見直しにつきましては、12月下旬に市民意見募集（パブリックコメント）を実施する予定としています。

2 見直す内容（案）

(1) 入室申請基準

就労（内職）・就学の申請基準の見直しを行います。

ア 現行

1月あたり月曜日から金曜日の間で12日以上あり、かつ就労時間が1日3時間以上

イ 見直し案

1月あたり月曜日から金曜日の間で 16日 以上あり、かつ就労時間が1日 4時間 以上

(2) 一斉入室申請期間

ア 現行

9月の第4金曜日から11月30日（新1・2年生は1月31日）まで

イ 見直し案

9月の第4金曜日から 10月31日（不備等による差替え・修正期間は11月30日） まで

なお、転入予定者は12月31日（不備等による差替え・修正期間も同日）まで

3 見直し予定時期

入室申請基準及び一斉入室申請期間の見直しについては、令和9年4月以降の入室に係る申請から適用します。

4 今後の予定

令和7年（2025年）12月下旬	入室申請基準の見直しに関するパブリックコメントの実施
令和8年（2026年）5月	令和8年度第1回子ども・子育て支援審議会において結果を報告
9月下旬	見直し後の基準等による一斉入室申請の実施

5 その他

今後、増加する入室希望に対応したアクションプランを順次、策定していく予定です。